

政務活動費の指針の改定について

1 改定内容

(1) 事務所台帳の様式変更

共益費、管理料及び駐車場賃借料等、月額賃借料の内訳などの項目を事務所台帳の記載項目に追加した。

(2) 事務所の警備料の取扱い

議員及び事務所スタッフの安全面や、事務所の適切な管理のために必要な経費として、事務所の警備料を政務活動費で充当できることを明記した。

(3) 事務所の管理運営費（資産形成につながらない小規模修繕）の取扱い

資産形成につながらない事務所の小規模修繕として、「交換のための電球・蛍光灯代」を政務活動費の具体的な経費の事例に追加した。

(4) 事務所の家賃保証サービス料（解約時等に返還されないもの）の取扱い

解約時等に返還されない家賃保証サービス料を政務活動費の具体的な経費の事例に追加した。

(5) 県外及び国外における政務活動を実施した場合の提出書類の取扱い

県外及び国外の視察等については、日帰り・宿泊を問わず県外・国外支出票を支出伝票等に添付することとした。また、県内及び県外の区分については県職員の旅費の取扱いに準じることとした。

(6) 領収書その他証拠書類等の添付方法

領収書及びレシートについては、購入物品の内訳・金額等を切り離すことなく議長に提出することを明記した。

(7) 支出に係る証拠書類等の取扱い

預金通帳の写し及びクレジットカード利用明細書を証拠書類として議長に提出する際、いずれか一方で支払対象及び内訳が確認できる場合は、提出書類はそのうちの一方でよいことを指針に明記した。

2 適用時期

令和7年4月に交付される政務活動費から適用するものとする。

【参考】改定に至る検討の経緯

令和6年9月～12月 ・政務活動費連絡会が政務活動費のあり方を検討
(全9回開催)

12月5日 ・同連絡会が検討結果を報告書として取りまとめ、決定

12月19日 ・同連絡会座長が団長会に出席し、報告書の内容を説明、
全会派一致で了承